

# 留学生受入れ促進プログラム（文部科学省外国人留学生学習奨励費）

## 語学能力に関する要件

下記の日本語または英語の水準のうち、いずれか1つを満たす必要があります。

### 【日本語】

- 日本語能力試験（JLPT）においてN2レベル以上に合格した者
- 日本留学試験（EJU）の日本語科目（読解、聴解及び聴読解）の得点が200点以上である者
- 機構が別に認める語学水準以上である者：
  - ・ BJT ビジネス日本語能力テスト 400点以上である者
  - ・ 日本語を主言語として後期中等教育（高校レベル）において3年以上の教育を受けたと書面にて確認できる者
  - ・ 日本語を主言語として学位を取得したと書面にて確認できる者
  - ・ その他の日本語の語学試験の成績によりJLPTのN2相当以上の日本語能力を有していると書面から判断できる者（試験実施団体が示す対照表等によりJLPTのN2レベル以上と確認できる場合）
  - ・ 学校がJLPTのN2相当以上の日本語能力を有していると判断できる者

### 【英語】

- CEFR（ヨーロッパ言語共通参照枠）においてB2レベル以上であると認められる者：
  - ・ TOEFL iBT 72点以上、IELTS 5.5以上、TOEIC L&R 785点以上等  
文部科学省発表「各資格・検定試験とCEFRとの対照表」において、CEFRと各種語学試験等のスコアとの対照表を参照の上、語学力がCEFR B2レベル以上であることを確認してください。  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/30/03/1402610.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/30/03/1402610.htm)
  - ・ 上記対照表に含まれない試験については、他機関等が公表している対照表やエビデンス等によってCEFR B2以上の英語能力が確認できる者
  - ・ 英語を主言語として後期中等教育（高校レベル）において3年以上の教育を受けたと書面にて確認できる者
  - ・ 英語を主言語として学位を取得したと書面にて確認できる者
  - ・ 学校がCEFRのB2相当以上の英語能力を有していると判断できる者